

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地								
四国医療専門学校		昭和51年4月1日	石川 浩		〒769-0205 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62番地1 (電話) 0877-41-2323								
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地								
学校法人大麻学園		平成6年12月12日	大麻 悦治		〒769-0205 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62番地1 (電話) 0877-41-2380								
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士							
医療	医療専門課程	柔道整復学科1部			平成19年文部科学省 認定	—							
学科の目的	柔道整復師として専門的知識及び技術を習得させるとともに、医療従事者としての態度、習慣を身に付けさせ、社会に貢献できる人材を育成する。												
認定年月日	平成12年4月1日												
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	講義	演習	実習	実験	実技						
	3年 昼間		2760	1530	330	180	0	720					
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数							
90人		64人	0人	9人	13人	22人							
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～翌年3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 前、後期定期試験を実施する。								
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏 季:8月7日～8月19日 ■冬 季:12月28日～1月5日 ■学年末:3月31日			卒業・進級 条件	進級条件は、当該学年で履修すべき科目全ての単位を取得することを原則とする。 卒業条件は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならない全ての科目を取得していることを原則とする。								
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任による個別面談を行い、状況に応じて保護者への連絡を実施している。成績不良者に対しては補習授業を行っている。			課外活動	■課外活動の種類 学生自治組織として学生会、柔道整復学科自治会を設置する。学園祭や体育祭の学校行事、球技大会等の学科行事の運営を行う。 ■サークル活動: 有								
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和元年度卒業生) 施術所、介護施設			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和2年5月1日時点の情報)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師</td> <td>②</td> <td>26人</td> <td>21人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師	②	26人	21人	<p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)</p> <p>■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等</p>
資格・検定名	種	受験者数	合格者数										
柔道整復師	②	26人	21人										
中途退学 の現状	■中途退学者 2名 平成31年4月1日時点において、在学者69名(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者67名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 成績不振、進路変更、経済状況の急変			■中退率 3%									
	■中退防止・中退者支援のための取組 担任教員による個別面談の実施や学生総合相談の窓口を学科内に設けているほか、週1回、臨床心理士のカウンセリングを受けることのできる体制も整えている。また経済状況の急変時に速やかに経済的支援制度を活用できるよう学生に周知しており、学校独自の経済的支援制度も拡充している。												
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有・無 ・新入生授業料減免制度(修学支援給付金支給制度)…鍼灸学科、柔道整復学科又はスポーツ医療学科の新入生であって、日本学生支援機構の給付型奨学金もしくは第一種奨学金または香川県大学生等奨学金の受給者、かつ、生活保護世帯、個人住民税所得割非課税世帯又は所得税非課税世帯である者に対し、30万円(昼間部学生)又は20万円(夜間部学生)の授業料減免を行う。 ・夜間部併修者授業料減免制度…昼間部と夜間部の併修者に対し、夜間部学科の授業料を3分の1を減免する。 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 柔道整復学科1部…7人、柔道整復学科2部…5人												
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有・無												
当該学科の ホームページ URL	http://www.459.ac.jp/course/judo/												

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

社会情勢の変化に対応し、職業教育の水準の維持向上を図り、専攻分野の職業に必要な実践的かつ専門的な能力を有する人材を養成するため、教育課程の編成について企業等と定期的な打ち合わせ、意見交換等を行い、連携を密に取り合う。社会的状況の変化を的確に把握するとともに、卒業における本校職業教育の有用性を把握し、最新の情報、企業等からの要望を効果的に取り入れ、実践的かつ専門的な教育課程の編成、授業内容、方法の改善や工夫を行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程の編成、授業の内容や方法の改善、工夫等について、企業等との密接な連携を図り、より実践的な職業教育や質の確保に組織的に取り組むため、学校諮問機関として教育課程編成委員会を置く。委員会で決議された事項については本校に答申し、審議のうえ意思決定を行う。また、委員会での決議内容が教育課程の変更に係る場合には、設置者理事会において審議のうえ、意思決定を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年7月5日現在

名前	所属	任期	種別
石川 浩	四国医療専門学校 学校長	—	—
笠井 勝代	四国医療専門学校 副学校長	—	—
大麻 陽子	四国医療専門学校 副学校長	—	—
襖田 和敏(鍼マ・鍼灸)	四国医療専門学校 鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科長	—	—
八原義正 (鍼灸マッサージ学科)	大和鍼灸院 院長 (徳島県保険鍼灸マッサージ師会 会長)	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
村本 剛史 (鍼灸学科1部)	わかくさ整骨院 院長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
大石 勝彦 (鍼灸学科2部)	(有)ケイファミ 代表取締役	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
大塚 安混(鍼マ・鍼灸)	一般社団法人香川県鍼灸師会 副会長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
宮武 功哲(鍼マ・鍼灸)	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 副会長 (令和2年度 会長に就任)	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
猪越 孝治(柔道整復)	四国医療専門学校 柔道整復学科長	—	—
川野 治 (柔道整復学科1部)	松山鍼灸整骨院 院長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
徳安 栄華 (柔道整復学科2部)	とく整骨院 院長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
石原 誠(柔道整復)	公益社団法人香川県柔道整復師会 会長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
高橋 謙一(理学・作業)	四国医療専門学校 学校長補佐 兼 理学療法学科長	—	—
松本嘉次郎(理学・作業)	四国医療専門学校 作業療法学科長	—	—
青木みゆき(理学・作業)	四国医療専門学校 学務部長 兼 作業療法学科専任教員	—	—
森田 伸(理学)	香川大学医学部附属病院 院内副技師長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
瀬間 義之(作業)	介護老人保健施設桃源苑 副施設長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
田岡 知代(理学・作業)	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
五味 陽子(理学・作業)	一般社団法人香川県作業療法士会 監事	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
中江 秀美(看護)	四国医療専門学校 看護学科長	—	—
原淵美千代(看護)	屋島総合病院 看護部長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
菊岡 純子(看護)	坂出市立病院 看護部長	令和2年6月5日～令和3年3月31日(0.4年)	③
安藤 幸代(看護)	公益社団法人香川県看護協会 専務理事 (令和2年度:会長に就任)	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
浪尾 敬一(スポ医)	四国医療専門学校 スポーツ医療学科長	—	—
斎藤 聡一(スポ医)	スポーツクラブ ジョイフット丸亀 クラブマネージャー	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
山奥 慎一(スポ医)	(有)オフィスやまおく 代表取締役	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
山田 佳弘(スポ医)	徳島県トレーナー協会 会長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和元年7月7日 15:00～17:00

第2回 令和2年3月15日(新型コロナウイルス感染症のため中止)

第1回 令和2年7月5日 14:30～15:00

授業科目等の概要

(医療専門課程柔道整復学科) 令和2年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			健康科学Ⅰ	スポーツトレーナーの見地から、健康科学の基礎を通じ、障がい者運動に必要なスポーツ健康科学について教授し、スポーツ健康科学を中心とした障がい者運動の幅広い知識と教養及びそれらの活用能力を身に着ける。	1前	30	2	○			○		○		
2	○			健康科学Ⅱ	栄養学の専門家の見地から栄養素の機能や代謝、栄養所要量などについて教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1後	30	2	○			○				○
3	○			健康科学Ⅲ	心身健康科学の専門家の見地から生活習慣と健康について教授し、健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解について自身の生活を振り返るとともに、社会との関連性を再認識する。	1前	30	2	○			○				○
4	○			健康科学Ⅳ	心身健康科学の専門家の見地から心身一如の科学を教授し、人間のこころとからだは密接不可分であるとする心身一如（心身相関）の考え方について、その哲学、宗教的、科学的な背景を学習するとともに、心身一如を支える科学的メカニズムを学び、人間の健康の実現に応用する視点を修得する。	1後	30	2	○			○				○
5	○			人文科学Ⅰ	社会福祉の専門家の見地から社会福祉の概要を教授し、超高齢化社会を支える担い手としての役割がより一層期待されていることから、社会福祉固有の視点を理解し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1前	30	2	○			○				○
6	○			人文科学Ⅱ	外国語教育の専門家の見地から医療に関する英語を教授し、国際化に対応できる素養を身に付けた柔道整復師を育成する。	1後	30	2	○			○				○
7	○			コミュニケーション論	心身健康科学の専門家の見地からコミュニケーションスキルの向上について教授し、コミュニケーションの実践につながる理論と、医療・福祉の現場における患者対応や指導、職場の人間関係、職種間の連携構築に必要となる人間理解の基礎を学び、医療従事者に必要となるコミュニケーションの基礎力を修得する。	1前	30	2	○			○				○
8	○			人体の構造と機能Ⅰ	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、人体を構成する細胞、組織、器官の機能とそれらに関連させ肉眼的解剖学的並びに組織学的に学習する。	1前	60	3	○			○				○
9	○			人体の構造と機能Ⅱ	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、消化器、呼吸器、神経系、循環器系、感覚器系、泌尿器、生殖器、内分泌、体表解剖について理解する。	1後	60	3	○			○				○

24	○		柔道Ⅱ	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、受身、投技、抑込技および投の形を理解し、実践することが出来る。	2通	60	2			○	○	○						
25	○		柔道Ⅲ	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、認定実技審査で求められる水準で礼法、受身、投の形及び乱取りを実演できる能力を身に付ける。	3通	60	2			○	○	○						
26	○		職業倫理	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から職業倫理について教授し、医療従事者として倫理観を養う。	3後	15	1	○			○	○						
27	○		社会保障制度	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から、社会保障制度について教授し、柔道整復師に関わる社会保険制度を中心にその役割と特徴を学習する。	3後	15	1	○			○	○						
28	○		基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な骨折、軟部組織損傷（靭帯損傷）の概説について理解する。	1前	30	1	○			○	○						
29	○		基礎柔道整復学Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な脱臼、軟部組織損傷（筋、腱損傷）の概説、各外傷の治療法について理解する。	1前	30	1	○			○	○						
30	○		外傷保存療法の経過及び治癒の判定	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から外傷保存療法の経過、外傷治癒の判断について教授し、各種外傷の保存療法の手段及びその経過について理解し、適切な保存療法の判断、治癒の判定について理解する。	3前	30	1	○			○	○						
31	○		基礎柔道整復学演習Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復師の業務範囲に含まれる外傷について理解する。	1後	30	1	○			○	○						
32	○		基礎柔道整復学演習Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復術の適応・不適応の鑑別に必要な知識として臨床形態学を学習する。	1通	60	2	○			○	○						
33	○		基礎柔道整復学演習Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、临床上必要な運動器に関する知識の定着を図る。	1通	60	2	○			○	○						
34	○		基礎柔道整復学演習Ⅳ	病院で実務経験のある医師より内科学的な症候・疾患に関する知識を教授し、医療機関・接骨院で遭遇する疾患や症候との関連について理解を深め身につける。	2通	60	2	○			○	○						
35	○		基礎柔道整復学演習Ⅴ	病院で実務経験のある医師より外科的、整形外科的な症候・疾患に関する知識を教授し、医療機関・接骨院で遭遇するさまざま外傷・疾患について理解を深め身につける。	2通	60	2	○			○	○						
36	○		基礎柔道整復学演習Ⅵ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師より種々の外傷の症候・疾患に関する知識を教授し、それらの関連性について学習する。	2通	60	2	○			○	○						

49	○		柔道整復術適応の臨床的判定	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復術適応の臨床的判定について教授し、柔道整復師の業務範囲である外傷に対する施術の適応であるか否かの臨床的判定能力及び、医用画像の理解力を養う。	3後	30	1	○										
50	○		基礎柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基本包帯法を教授し、柔道整復師に必要な基本包帯法の知識と技能を習得する。	1前	30	1			○	○							
51	○		基礎柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法実技を教授し、柔道整復師に必要な手技療法を修得とともに、手技療法を通じ柔道整復師に必要な触診技術を身に付ける。	1前	30	1			○	○							
52	○		基礎柔道整復実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の基本包帯を教授し、巻軸包帯を使って下肢の各部を固定する技術を身に付ける。	1後	30	1			○	○							
53	○		基礎柔道整復実技Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法技術、触診技術を教授し、基礎柔道整復学Ⅱで学習した基本手技、触診手技を基に基本的な施術能力を身に付ける。	1後	30	1			○	○							
54	○		応用柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からテーピング固定の実技について教授し、柔道整復業務におけるテーピング知識、テーピング技術を習得する。	2前	30	1			○	○							
55	○		応用柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折整復法の知識、整復法、整復手順について学習し骨折整復技術を身に付ける。	2前	30	1			○	○							
56	○		応用柔道整復実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から固定具を用いた固定実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折固定法の知識、固定法、固定手順について学習し固定技術を身に付ける。	2後	30	1			○	○							
57	○		応用柔道整復実技Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、上肢帯及び上肢の脱臼整復法の知識、整復法、整復手順について学習し脱臼整復技術を身に付ける。	2後	30	1			○	○							
58	○		臨床柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審査で求められる水準で骨折・脱臼の整復法、軟部組織損傷の検査法を理解し的確に実践できる実技能力を身に付ける。	3通	90	3			○	○							

59	○		臨床柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審査で求められる水準で骨折・脱臼・軟部組織損傷に対する固定法を理解し、固定具を用いて的確に実践できる外傷固定の技術を身に付ける。	3通	90	3				○	○	○				
60	○		臨床柔道整復実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、基礎・応用柔道整復実技で学んだ内容を発展させ、各身体部位の外傷に対する骨折及び脱臼整復法、軟部組織損傷の検査法、外傷に対する固定技術において最終学年で身に付けるべき技術を学習する。	3後	30	1				○	○	○				
61	○		高齢者の外傷予防技術	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から高齢者の外傷予防技術について教授し、高齢者特有の体の構造や機能の変化を理解し、高齢者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	3前	30	1				○	○	○				
62	○		競技者の外傷予防技術	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から競技者の外傷予防技術について教授し、競技者特有の体の構造や機能の変化を理解し、競技者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	3前	30	1				○	○	○				
63	○		臨床実習前施術試験等	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から、安心して安全な柔道整復臨床実習を行うために必要な知識・技能・態度習慣を教授する。評価には施術所（接骨院）において実務歴のある柔道整復師らによって評価する。	2後	30	1				○	○	○				
64	○		臨床実習Ⅰ	柔道整復師を目指す者の初年次教育という位置づけで、柔道整復師が備えるべき知識・技能を習得する。救護、介護、スポーツ現場での外部実習を通じ、多様化する柔道整復師のキャリア教育を促す。	1通	45	1				○	○	○	○	○		
65	○		臨床実習Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。臨床に求められる知識、能力を体験する機会を設け、それらの向上を図る。	2通	45	1				○	○	○				
66	○		臨床実習Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	3通	45	1				○	○	○				
67	○		臨床実習Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	3通	45	1				○	○	○				
合計				67科目				2,760単位時間(113単位)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を取得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	25週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。